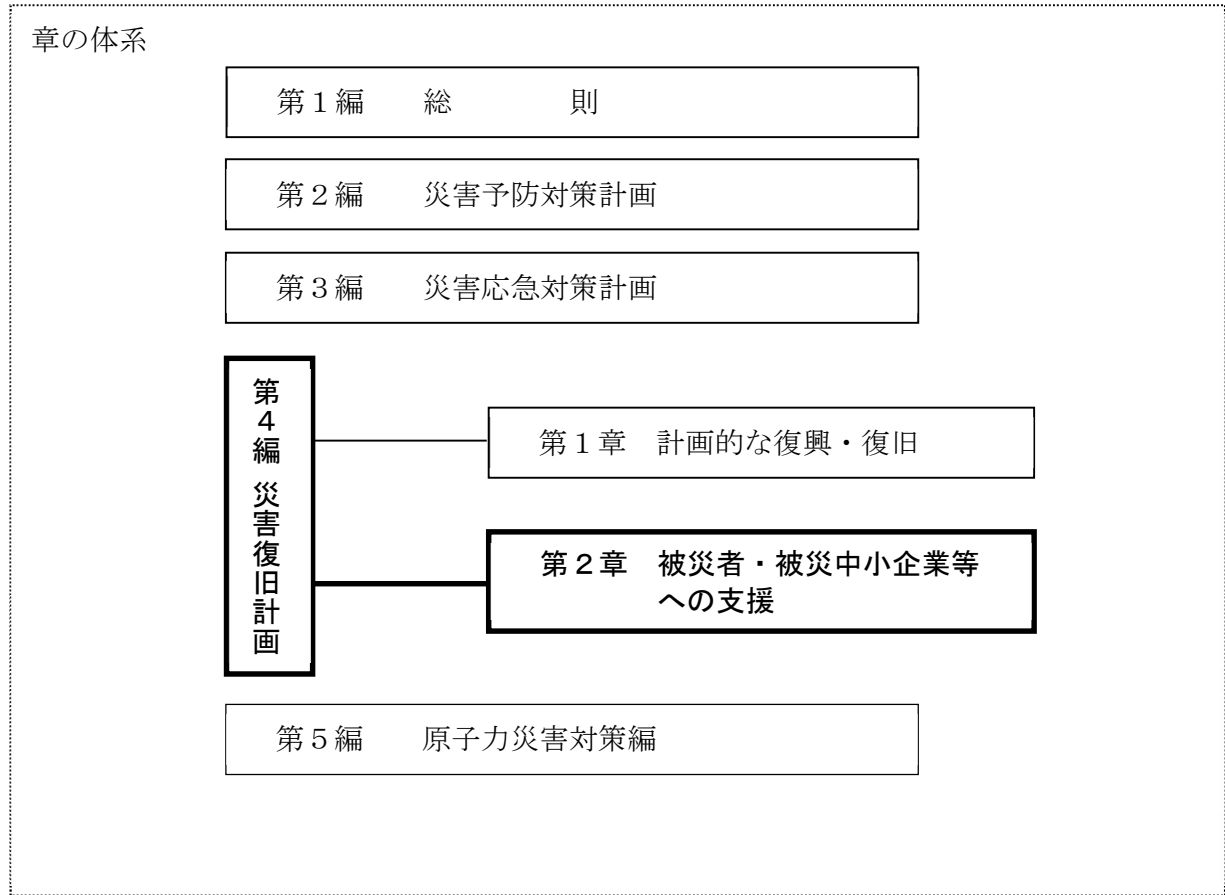


## 第2章 被災者・被災中小企業等への支援



第1節	生活の安定 .....	復－6
第2節	被災中小企業等への支援 .....	復－12

## 第1節 生活の安定

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、租税の徴収猶予および減免、雇用対策など必要な措置を講じる。

### 第1 災害相談の充実・強化

町は、被災者等からの幅広い相談に応じるため、総合的な情報提供および相談窓口を開設し、必要に応じて県、関係機関と連携して相談業務を行う。

### 第2 罹災証明書の発行

町は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに罹災証明書を交付する。

### 第3 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

## 第4 被災者の生活支援

### 1 災害弔慰金ならびに支援資金等貸付

弔慰金等の給貸与には、生活福祉資金貸付事業による災害援護資金の貸付ならびに災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金、災害障害見舞金および災害援護資金の給貸与の4種類がある。

#### (1) 生活福祉資金災害援護資金の貸付

低所得者に対し災害を受けたことによる困窮から自立回復するのに必要な経費として貸し付けられる資金で(2)の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づくものの貸付対象者は原則としてこの資金の貸付対象とならない。

##### ①取扱い機関

町社会福祉協議会および滋賀県社会福祉協議会

##### ②貸付限度額

150万円以内（住宅資金との重複貸付の場合350万円）

##### ③貸付条件

- ・据置期間6か月以内、償還期限7年以内
- ・保証人あり無利子、保証人なし年1.5%

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づくもの

法に基づく弔慰金、障害見舞金および援護資金の給貸与は、町が条例を定めて実施するものであって、(1)の生活福祉資金災害援護資金の貸付と異なり一定規模以上の自然災害による被災世帯に対してのみ適用されるものである。県の知事による弔慰金および見舞金の支給は、その都度関係機関と協議して実施される。県の規定は以下のとおりである。

①災害弔慰金

a. 対象災害

- ・ 1市町において住居が5世帯以上滅失した災害
- ・ 県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害
- ・ 県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害
- ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

b. 支給額

- ・ 死亡したものが生計維持者である場合 500万円以内
- ・ 死亡したものが生計維持者以外の場合 250万円

②災害障害見舞金

a. 対象災害

前項の災害弔慰金と同じ

b. 支給額

- ・ 障がい者となったものが生計維持者である場合 250万円
- ・ 障がい者となったものが生計維持者以外の場合 125万円

③災害援護資金

a. 対象災害

県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある災害

b. 貸付限度額

被災世帯の被害状況により、150万円以上350万円以内

c. 貸付条件

- ・ 償還期限 10年（据置期間を含む）
- ・ 据置期間 3年（特別の場合5年）
- ・ 年利 3%以内で町条例で定める額
- ・ 貸付対象者とするについては、所得制限がある。

2 被災者生活再建支援金の支給

(1) 制度の対象となる自然災害

- ①災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する被害が発生した市町
- ②10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町
- ③100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

④ ①または②の市町を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）

⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）

(2) 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

①住宅が「全壊」した世帯

②住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯

(3) 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の金額）

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊・解体・長期避難	大規模半壊 (損害割合40%以上)	中規模半壊 (損害割合30%以上)
支給額	100万円	50万円	なし

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	全壊・解体・長期避難	大規模半壊 (損害割合40%以上)	中規模半壊 (損害割合30%以上)
建設・購入	200万円	200万円	100万円
補修	100万円	100万円	50万円
賃借 (公営住宅以外)	50万円	50万円	25万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円

(4) 支援金の支給申請

申請窓口 市町

申請時の添付書面 ①基礎支援金：罹災証明書、住民票等

②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

申請期間 ①基礎支援金：災害発生日から13月以内

②加算支援金：災害発生日から37月以内

(5) 基金と国の補助

・国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）が、都

道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給（基金の拠出額：600億円）

- ・基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助

### 3 滋賀県被災者生活再建支援制度による支援計画

#### (1) 対象となる災害

法第2条第1号に規定する自然災害で、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

- ・県内で5世帯以上の住宅に全壊の被害が発生したとき。
- ・その他知事と被災市町長の協議により特に必要と認めたとき。

#### (2) 支援金の支給

町は、自然災害によりその居住する住宅が全壊、大規模半壊、半壊もしくは床上浸水の被害を受け、またはその居住する住宅が解体に該当するに至った世帯の世帯主（以下「支援対象者」という。）に対し、住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（以下「基礎支援金」という。）、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（以下「加算支援金」という。）を下表に掲げる額を上限として支給する。

なお、法の支援の対象となる者は、制度による支援の対象者とならない。

##### ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金

支援金の種類	世帯構成	住宅の被害の程度			
		全壊・解体	大規模半壊 <small>(損害割合40%以上)</small>	中規模半壊（損害割合30%以上） ・半壊（損害割合20%以上）	床上浸水
基礎支援金	複数	1,000万円	500万円	35万円	25万円
	単数	75万円	37万5千円	26万2千円	18万7千円

##### ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金

支援金の種類	世帯構成	再建方法	住宅の被害の程度			
			全壊・解体・大規模半壊 <small>(損害割合40%以上)</small>	中規模半壊 <small>(損害割合30%以上)</small>	半壊 <small>(損害割合20%以上)</small>	床上浸水
加算支援金	複数	建設・購入	200万円	100万円	—	—
		補修	100万円	75万円	75万円	25万円
		賃借 <small>(公営住宅を除く。)</small>	50万円	50万円	50万円	25万円
	単数	建設・購入	150万円	75万円	—	—
		補修	75万円	56万2千円	56万2千円	18万7千円
		賃借 <small>(公営住宅を除く。)</small>	37万5千円	37万5千円	37万5千円	18万7千円

(3) 県の補助

県は、町が支援対象者に基礎支援金、加算支援金を支給したとき、その支給した額の3分の2の額を補助する。

(4) その他

県は、本計画に定めるもののほか必要な事項は、制度の対象となる自然災害の発生の都度、別に定めるとしており、町は、県の対応を受け、その都度対応する。

4 租税等の徴収猶予・減免等

町は、災害により被災者の納付すべき地方税について法令および条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納入もしくは納入に関する期日の延期、地方税（延滞金含む）の徴収猶予および減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

5 生活保護

被災者の生活保護のため町は、低所得者に対し概ね次の措置を講ずる。

生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査の上困窮の程度に応じ最低生活を保証する措置をする。

第5 住宅の復興

被災者の生活安定を図るうえで最も重要な生活基盤である住宅の速やかな復興を推進する。住宅復興計画の策定を通じて再建の全体ビジョンを明確にするとともに、公営住宅等の新規建設や空き部屋等の活用および民間住宅の再建に対する支援、相談・情報提供等の事業を推進する。

また、住宅再建支援のため、租税等の徴収猶予および減免等の措置を講ずる。

1 住宅復興計画の策定

(1) 被災住宅の状況把握

町は次の事項に留意し、被災住宅の状況を迅速に調査、把握する。

①住宅種別ごとの状況把握

持家率の高い現状を踏まえ、被災住宅の状況を持家（戸建・マンション）借家（公営・民間）等の区分に基づき調査・把握する。

②被害程度の分布

上記の区分を前提に全壊・半壊等の被害状況を分析する。

(2) 住宅復興計画の策定

町は、(1)の状況を踏まえ具体的な手順やスケジュールを内容とする住宅復興計画を策定する。

(3) 建築制限の適用

無秩序な被災地の復旧を防止するため、市街地の都市計画、区画整理事業のために必要と認めるときは、建築基準法第84条の規定に基づき区域の指定を行い、建築の制限を行う。

## 2 民間住宅の再建支援

- (1) 町は、住宅金融支援機構等の住宅再建融資の斡旋を行う。
- (2) 町は、地域優良賃貸住宅供給制度の活用等により、民間賃貸住宅の復興を促進する。

## 3 住宅再建に関する相談・情報提供

町は、県、滋賀県住宅供給公社、住宅関係各種団体との連携を強化し、被災者に対する住宅再建に関する相談業務を行う。

## 第6 雇用の安定と雇用機会の確保

大規模災害が発生した場合、その直接的・間接的影響により町内事業所の閉鎖・移転、規模縮小などが生じ、雇用環境の不安定化が想定されるため、労働者の雇用維持、失業予防を図られるよう、滋賀労働局と連携し、求職者、新規学卒者、事業主等への支援を行い、被災者の雇用機会の確保を促進する。

### 1 被災状況の把握

町は、企業や労働者の被災状況を把握し、県や国の対策の活用が図られるよう努める。その際には、滋賀労働局にも被災状況を提供し、協力依頼をするものとする。

### 2 被災事業主、被災求職者等への支援

町は、県とともに国の行う被災事業主および被災求職者のために設置する臨時相談窓口および臨時職業相談所の開設等の周知を行うとともに、国の対策の有効活用が図られるよう努める。

### 3 離職者の再就職等の促進

被災による離職者等の再就職を促進するため、県が開催する合同就職面接会等の周知に努める。

## 第7 治安の確保および交通対策

### 1 復旧・復興事業からの暴力団排除

町は、復旧・復興事業に関する全ての事務事業について、受注者や下請業者等を把握し、個別に施行している「暴力団排除条例」の規定を厳守して、近江八幡警察署に対し「事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、受注者等に係る暴力団関係の照会等を実施して、暴力団等の排除措置を徹底する。

県は、県警察と連携して、町に対し、復旧・復興事業に関する全ての事務事業の受注者等について、暴力団等の排除措置を徹底するよう助言および指導を行う。

### 2 交通対策

町は、県、県警察、道路管理者と連携し、被災地の復旧・復興関連事業の促進による県内の交通量の増加、交通事情の変化等に対応するため、道路の整備、通信施設の増設等交通環境の整備を推進する。

## 第2節 被災中小企業等への支援

### 第1 商工業の再建支援

被災により事業活動に大きな支障をきたしている商工業者に対し、速やかな被災状況の把握を行うとともに、資金融資や租税等の徴収猶予・減免、相談・情報提供事業の実施を通じて経営の安定を図り、再建を支援する。

#### 1 被災状況の把握

町は、被災商工業者への再建支援を行うため商工会等の商工団体と連携し、町内の商工業者の被災状況を速やかに把握するとともに、県に報告する。

#### 2 再建資金の融資

- (1) 町は、県の制度融資、㈱日本政策金融公庫などの各種融資の斡旋等を推進する。
- (2) 町は、関係金融機関に対し、貸付条件の緩和や審査の簡略化・迅速化等の要請を県を通じて行う。

#### 3 租税等の徴収猶予・減免等

県は、被災した納税者、または特別徴収義務者に対し、納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予について事業者の実情に応じて適切な措置を講ずる。

#### 4 再建に向けた相談・情報提供等の実施

町は、商工会等町内の商工団体と協力して、被災事業者の早期経営再建を支援するため、相談窓口を設置し、各種相談、支援制度等の情報提供や新規取引先の紹介等を行う。

### 第2 農林業の再建支援

被災により事業活動に大きな支障をきたしている農林業者に対し、速やかな被災状況の把握を行うとともに、資金融資や租税等の徴収猶予・減免、相談・情報提供事業の実施等を通じて経営の安定を図り、再建を支援する。

#### 1 被災状況の把握

町は、被災農林業者への再建支援を行うため、町内の農林業者の被災状況を速やかに把握するとともに、県に報告する。

#### 2 再建資金の融資

町および県は、被災した農林漁業者等の再建支援を図るため、次に掲げる各種制度融資の斡旋等を推進し、各種復旧資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう適切な措置を講ずる。

- (1) 天災融資法による融資
- (2) ㈱日本政策金融公庫による災害資金
- (3) 滋賀県水産振興資金による融資

#### 3 租税等の徴収猶予・減免

県は、被災した納税者、または特別徴収義務者に対し、納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予について事業者の実状に応じて適切な措置を講ずる。



#### 4 再建に向けた相談・情報提供等の実施

町は、農林業関係団体と連携して、被災した農林業者の事業の再建を進めるため、速やかに相談窓口を設置しその周知に努める。

